

# 廃棄物保管場所等設置届の作成要領

単身者向け共同住宅用

(延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満)



港区みなとリサイクル清掃事務所

東京都港区港南 3-9-59 電話 03-3450-8025

## 目次

### (廃棄物保管場所等設置届の作成要領)

1	事前協議	1
2	設置届の提出時期	1
3	届出の対象となる建築物	1
4	設置届提出の際の必要書類	2
5	提出書類の作成の手順	2
6	建築物竣工時の完成検査・収集開始日の確認	4
7	その他	4
	用途別床面積内訳書(住宅系・事業系)	5
	別表1 施設用途別廃棄物排出基準	6
	別表2 住宅占有面積別人員数	6
	別表3 容器数の算定	7
	図2 容器の配置例	9
	念書(港区が収集する場合の見本)	11
	念書(業者が収集する場合の見本)	12
	委任状(例)	13
	港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱	14

※この冊子は、一住戸の専用面積が37㎡未満の住戸が7戸以上で述べ面積1,000㎡未満の建築物が主に該当する廃棄物保管場所等の設置に関する基準を抜粋したもので、要領・別表等が一部省略されています。なお、延べ面積が1,000㎡以上の建築物については、別冊の作成要領を参照してください。

# 廃棄物保管場所設置届 の作成要領

港区の単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例に関する廃棄物保管場所等設置届(以下、「設置届」という。)の提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

## 1. 事前協議

港区単身者向け共同住宅の建設にあたっては、計画段階で廃棄物保管場所等の場所・構造・設備の選定等について、清掃事務所と十分に協議してください。

## 2. 設置届の提出時期

保管場所の設置届は、港区(以下「区」という。)の建築確認の申請を行う前に提出してください。

設置届の提出までの流れ

建築計画 ⇒ 清掃事務所との協議 ⇒ 設置届を清掃事務所へ提出 ⇒ 建築確認申請

※近隣住民等への計画時に実施する事前説明会では、廃棄物の保管場所及び、持ち出し場所について明確に提示し、排出形態を説明してください。

## 3. 届出の対象となる建築物

- (1) 1住戸の専用面積(バルコニー・パイプスペース等を除く。)が37㎡未満の住戸が7戸以上の共同住宅(長屋を含む。ただし、総戸数の4分の3以上を住戸専用面積50㎡以上としたものは除く。)で延べ床面積が1,000㎡未満の建築物。

#### 4. 設置届提出の際の必要書類

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 廃棄物保管場所等設置届                                    | 正・副の2部 |
| (2) 共通図面等  |        |
| ア 建築物の用途別床面積内訳書                                    | 2部     |
| イ 設計概要(用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの)                  | 2部     |
| ウ 案内図(地図の写しで可)・配置図                                 | 2部     |
| エ 各階平面図  | 2部     |
| オ 念書   | 2部     |
| カ 委任状(建設者と届出者が異なる場合は、委任状を添付)                       | 2部     |
| (3) 廃棄物保管場所等                                       |        |
| ア 保管場所等の配置図(位置図)(各階平面図で確認できれば省略可)<br>及び敷地内運搬車通過道路図 | 2部     |
| イ 保管場所等の平面図・立面図・断面図・求積図(縮尺 50 分の1)                 | 2部     |
| ウ 保管場所等の仕様及び面積算定図                                  | 2部     |
| エ その他、保管場所等設置に関して必要と認める書類等                         | 2部     |

#### 5. 提出書類の作成の手順

- (1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、専用部分と共用部分(廊下、階段、エレベーター等)を区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。
- (2) 建築物から発生する廃棄物の量を算定してください。

別表1の施設用途別廃棄物排出基準(P6)により、家庭と事業系(事務所・店舗等)に区別してください。ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所と別途協議してください。

住宅部分の人員数は、原則として別表2の住宅占有面積別人員数(P6)により算定してください。
- (3) 廃棄物の量を可燃ごみ、不燃ごみ等に次の割合で区分してください。

ア 家庭廃棄物の区分割合は、可燃ごみ 69.0%、不燃ごみ 2.5%、びん 3.0%、缶 1.5%、古紙 11.0%、ペットボトル 1.0%、資源プラスチック 12.0%としてください。

ただし、生ごみ処理機(ディスポーザー)を設置する場合は、清掃事務所と別途協議してください

イ 事業系廃棄物の区分割合は、可燃ごみ 75%、不燃ごみ 25%としてください。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所と別途協議してください。

(4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。

ア 家庭は区、事業系(事務所・店舗等)は原則として自己処理又は一般(産業)廃棄物処理業者の収集となります。

イ 区が収集する場合、可燃ごみ週2回、不燃ごみは月2回・資源(びん・缶、古紙・ペットボトル)、資源プラスチックは週1回、粗大ごみは週2回(家庭ごみ。申込み制)です。

ウ 廃棄物処理業者が収集する場合は、契約により収集回数(形態)を決めてください。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

ア 容器の場合は、原則として 60ℓ以下のポリ容器を使用してください。

イ その他の方法による場合は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとしてください。

ただし、家庭の資源(びん・缶)は、区が指定する資源用コンテナボックス、ペットボトルは専用ネット袋を使用してください。(完成検査時に必要個数を  
用意します)

(6) 廃棄物保管設備の必要数及び面積を決めてください。

ア 容器の場合は、別表 3 の容器数の算定(P7)、別表 4 保管場所面積の算定(P8)により、必要個数及び面積を決めてください。

イ その他の方法による場合は、清掃事務所と協議してください。

(7) 廃棄物保管場所の位置・構造等を決めてください。

ア 保管場所の位置、構造は保管場所、容器の配置例を参考にしてください。

イ 保管場所の設置基準は、港区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱(P14)に基づき、利用者の利便性、収集作業の安全や効率を考慮してください。主な設置基準(抜粋)は次のとおりです。

- (ア) 他の用途と兼用でないこと。
  - (イ) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
  - (ウ) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。
  - (エ) 床の通路と接続する部分は、水平で通路と同一平面であること。
  - (オ) 耐久性があり、換気及び採光(照明器具等の設置)に配慮した構造とすること。
  - (カ) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。また、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
  - (キ) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
  - (ク) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80cmから100cmまでとすること。
- (8) 粗大ごみ保管場所を別に設置してください。
  - ア 最低3㎡以上を確保してください。ただし、通路との共用はできません。
  - イ 建築物1棟につき1箇所以上設置してください。

## 6. 建築物竣工時の完成検査・収集開始日の確認

保管場所等の完成検査を実施します。建物完成後は入居・供用開始2週間前までに必ず清掃事務所に連絡してください。

## 7. その他

- (1) 単身者向け共同住宅の所有者(以下「所有者」という。)は、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。
- (2) 所有者は、建築物の利用形態の変更により、保管場所の基準に適合しないこととなった時は、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じてください。



別表1 施設用途別廃棄物排出基準(抜粋)

施設 の 用途	1日あたりの排出基準
住 宅	1kg/人
事 務 所	0.04 kg/m <sup>2</sup>
文化・娯楽施設	0.03 kg/m <sup>2</sup>
店舗（飲食店）	0.20 kg/m <sup>2</sup>
ホ テ ル	0.06 kg/m <sup>2</sup>
店舗（物品販売） デパート、スーパー	0.08 kg/m <sup>2</sup>
病院、診療所	0.08 kg/m <sup>2</sup>
駐 車 場	0.005 kg/m <sup>2</sup>

別表2 住宅占有面積別人員数(抜粋)

住宅占有面積	人員数
～30 m <sup>2</sup>	1.5 人
～40 m <sup>2</sup>	2.0 人
～50 m <sup>2</sup>	2.5 人
～60 m <sup>2</sup>	3.0 人
60 m <sup>2</sup> 超	4.0 人

### 別表3 容器数の算定

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃等の割合×収集間隔÷容器容量=A	最低必要個数		予備率の加算	必要個数		
			ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット		ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット	
住宅	可燃ごみ	[ ]人×[ ]kg×0.690×[3]日÷[ 15 ]kg=			(①+②)× 1.4=B 個			
	不燃ごみ	[ ]人×[ ]kg×0.025×[13]日÷[ 30 ]kg=						
	資源	びん	[ ]人×[ ]kg×0.030×[6]日÷[12.5]kg=			(③+④)+ (⑤) ×1.4=B 個		
		缶	[ ]人×[ ]kg×0.015×[6]日÷[ 3 ]kg=					
		古紙	[ ]人×[ ]kg×0.110×[6]日÷[9.5]kg=					
	資源 プラスチック	[ ]人×[ ]kg×0.010×[6]日÷[ 5 ]kg=			⑥×1.4=B 枚			
		[ ]人×[ ]kg×0.120×[6]日÷[ 12 ]kg=			⑦×1.4=B 個			
事業系	可燃ごみ	[ ]m³×[ ]kg×0.75×[ ]日÷[ 15 ]kg=			(⑧+⑨)× 1.4=B 個			
	不燃ごみ	[ ]m³×[ ]kg×0.25×[ ]日÷[ 15 ]kg=						
		最低必要個数合計	ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット	必要個数合計	ポリ容器	コンテナ容器 ペットボトル ネット	

1	容器保管場所 必要面積	ポリ容器	容器の直径又は縦[ ]m × 容器の直径又は横[ ]m × 容器数[ ]個 ÷ 段数[ ]段 = m <sup>3</sup> (A)
		コンテナ 容器	容器の面積[0.2 m <sup>2</sup> ] × 容器数[ ]個 ÷ 段数[ ]段 = m <sup>3</sup> (B)
2	作業面積(D) (E)=(A+B+C))	ペットボトル ネット	ネットの面積[0.3 m <sup>2</sup> ] × 容器数[ ]個 ÷ 段数[ ]段 = m <sup>3</sup> (C)
		合計	m <sup>3</sup> (E)=(A+B+C+D) 粗大ごみ保管 場所面積

### 【容器数の算定上の注意】

- 1 計算は、用途別を実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。(原則として可燃3日・不燃13日・資源6日・資源プラスチック6日)
- 4 容器1個あたりの要量(ポリ容器 60ℓ、資源用コンテナ容器 50ℓ、ペットボトルネット 200ℓ)は原則として可燃 15 kg、不燃 30 kg、びん 12.5 kg、缶 3 kg、古紙 9.5 kg、ペットボトル 5 kg、資源プラスチック 12 kg とする。また、古紙はしばしば排出されるが、ここでは面積を算定するため、便宜上、コンテナによる換算としている。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区別する。事業系の用途が複数の場合、Aを用途別に合算して必要個数等を算出する。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAを切り上げる。
- 7 必要個数はBの小数点を切り捨てる。
- 8 予備率は40%を確保する。(デイスポージャー排水処理システム利用の場合、可燃ごみは免除する)
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

図2 容器の配置例

ポリ容器等の規格に十分注意して、次のような配置にしてください。

丸型ポリ容器(60ℓ)…………… 直径 60cm

角型ポリ容器(60ℓ)…………… 35cm×55cm×60cm

(一辺)×(一辺)×(高さ)

資源用コンテナ(50ℓ)…………… 53cm×36.6cm×32.1cm

(区貸与)

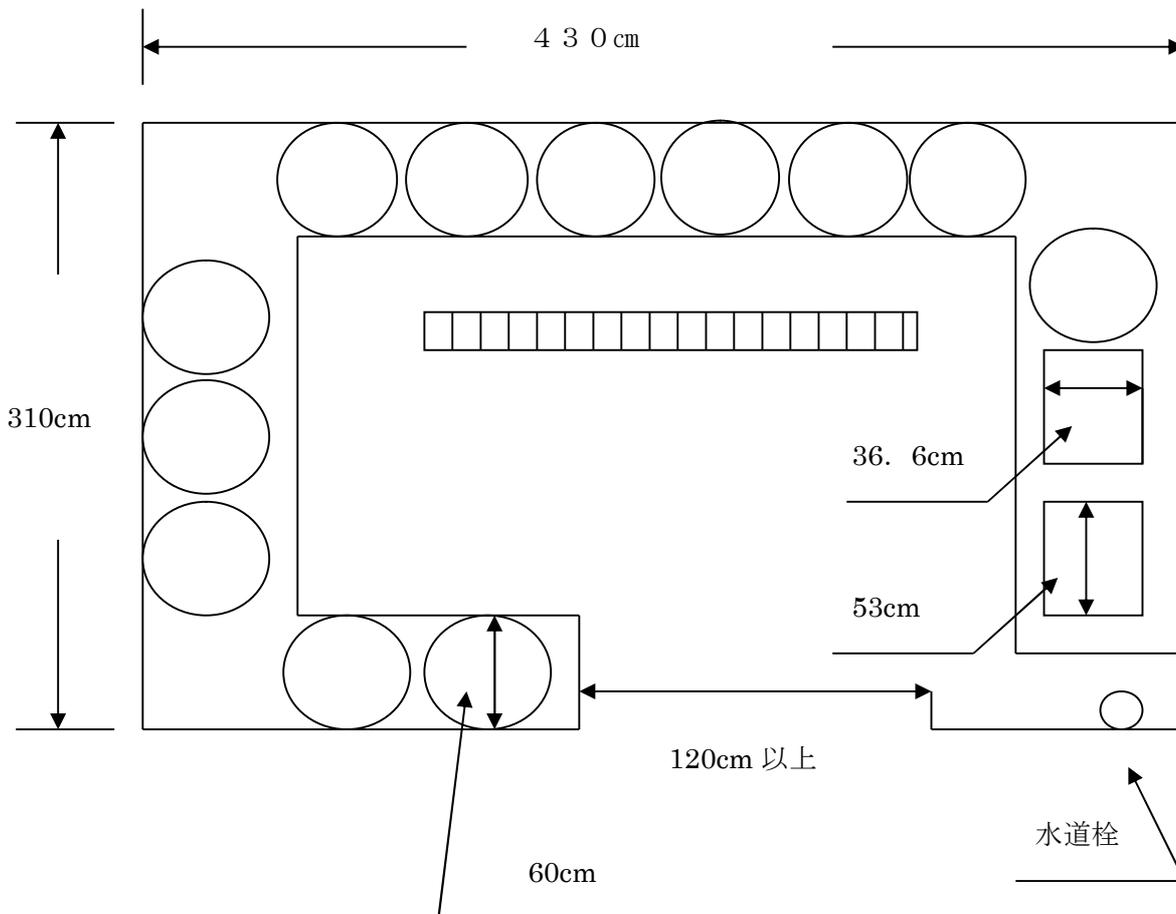
(一辺)×(一辺)×(高さ)

ペットボトル用ネット袋(200ℓ)…………… 60cm×60cm×60cm

(区貸与)

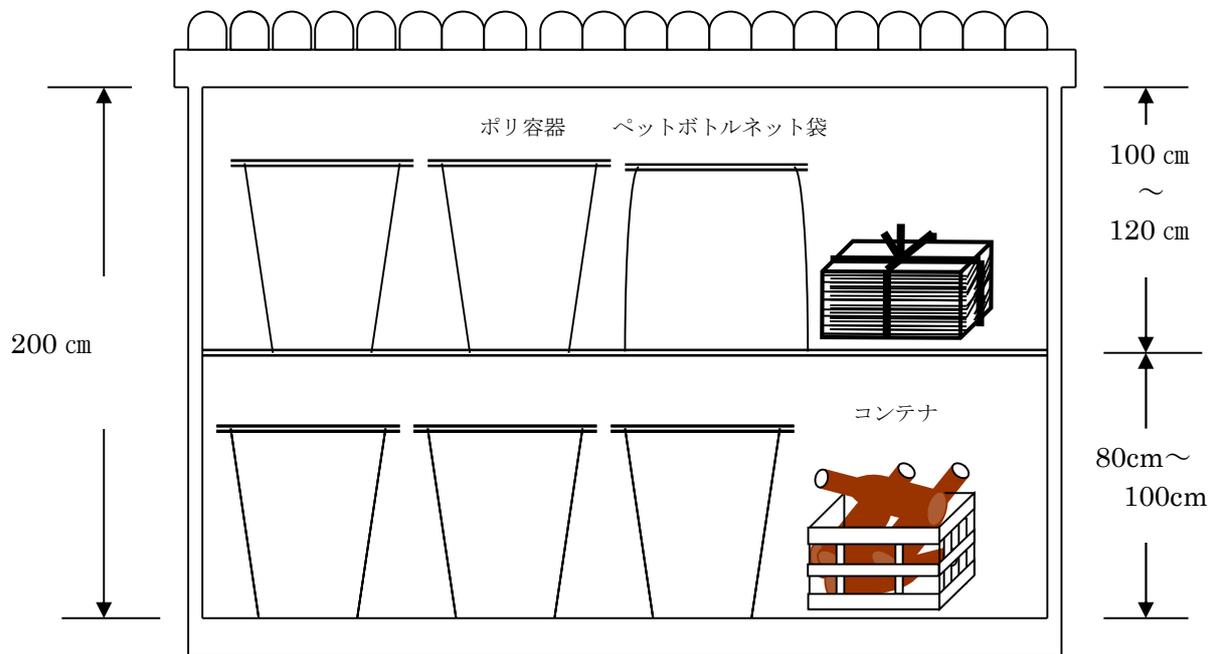
(一辺)×(一辺)×(高さ)

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付してください。



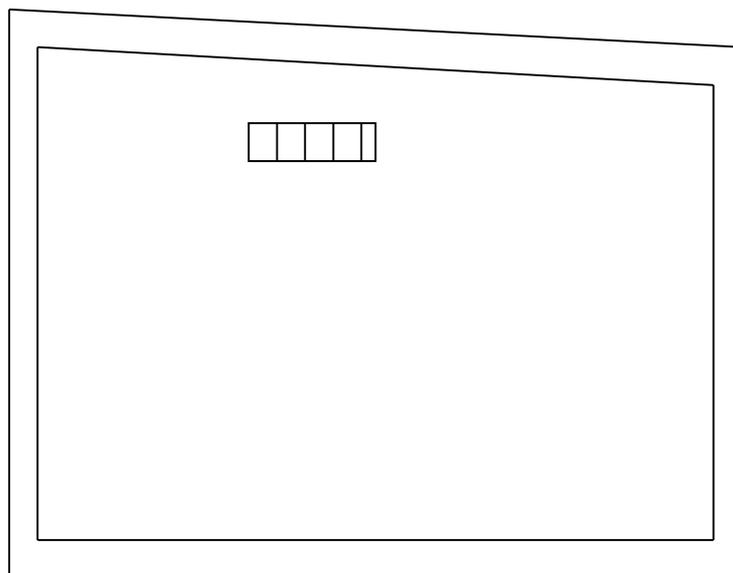
※2段の場合は、上段が可燃ごみ、下段が不燃ごみ  
 ※角のスペースに容器は置けません。

### 断面図



- 1 2段構造の場合、下段の高さが有効で 80cm~100cm以下としてください。
- 2 天井の高さは、200cm 程度は確保してください

### 側面図



- 1 屋根は必ず設置してください。
- 2 換気口(扇)を設置してください

港区が収集する場合の見本

※建物の実態に合わせて作成してください。

念 書(例)

私は、次の建築物に設置する廃棄物保管場所等に関して、下記の事項を遵守することを約束いたします。

所在地:

建築物名称:

記

- 1 単身者向け共同住宅管理者は、当該建築物から排出される資源・ごみを収集日に責任を持って集積所に持ち出します。収集後速やかに容器を廃棄物保管場所に収納いたします。なお、区が収集する集積所の位置は、別途打合せのうえ決定します。
- 2 廃棄物保管場所、集積所及びごみ容器等は、常に洗浄し清潔に保ちます。
- 3 資源・ごみは区の規定に合わせて分別し、適正な排出に努めます。また、居住者には入居の際に管理責任者から資源・ごみの分別徹底を指導します。
- 4 引越しに伴って生じる段ボール(資源)については、引越し業者等に回収させ、区の収集には出しません。
- 5 ごみ容器の取り扱い及び集積所等の管理については、区の収集業務の遂行に支障のないようにすると共に、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決いたします。
- 6 事業系廃棄物の収集は、廃棄物収集運搬許可業者に委託します。契約締結後は、契約書の写し及び業者の許可証の写しを速やかに提出いたします。
- 7 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い、速やかに廃棄物の保管場所等の改善を行います。
- 8 区が定めた収集日、収集時間を遵守します。なお、収集日等が変更する場合は協力いたします。
- 9 建築物を譲渡、又は管理を業者等に委託した後も上記の項目に係わる件については、責任を持って解決いたします。

令和 年 月 日

港区長様

建築主住所

氏名

印

**業者が収集する場合の見本**

※建物の実態に合わせて作成してください。

念 書(例)

私は、次の建築物に設置する廃棄物保管場所等に関して、下記の事項を遵守することを約束いたします。

所在地:

建築物名称:

記

- 1 建築物管理者は、当該建築物から排出される資源・ごみを収集日に責任を持って業者指定場所(別図。以下「指定場所」)まで持ち出します。収集後は速やかに容器を廃棄物保管場所に収納いたします。
- 2 廃棄物保管場所、指定場所及びごみ容器等は、常に洗浄し清潔に保ちます。
- 3 資源・ごみは決められた方法で分別し、適正な排出に努めます。また、入居の際には、管理責任者からテナント等に対して、資源・ごみの分別徹底を指導します。
- 4 ごみ容器の取り扱い及び指定場所等の管理については、業者の収集業務の遂行に支障のないようにすると共に、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決いたします。
- 5 収集を委託する業者との契約締結後は、契約書の写し及び業者の許可証の写しを速やかに提出いたします。
- 6 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、速やかに廃棄物保管場所等の改善を行います。
- 7 建築物を譲渡、又は管理を業者等に委託した後も上記の項目に係わる件については、責任を持って解決いたします。

令和 年 月 日

港区長様

建築主住所

氏名

印

## 委任状（例）

私は、〇〇設計、代表取締役社長〇〇を代理人と定め、  
下記の建築物について、港区廃棄物の処理及び再利用に  
関する条例の規定による申請手続き一式について権限を  
委任する。

建築名称 〇〇〇〇

所在地 東京都港区〇〇〇

設計会社名 〇〇〇〇

令和 年 月 日

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

## 港区大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

平成 12 年 3 月 31 日

11 港 環 清第 329 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成 12 年港区規則第 30 号。以下「規則」という。)第 30 条第 3 項第 1 号の規定による大規模建築物の廃棄物保管場所等(以下「保管場所等」という。)の設置基準及び港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成 11 年港区条例第 33 号)第 50 条第 1 項に規定する届出について必要な事項を定める。

### (設置基準)

第 2 条 保管場所等の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 場所

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、別々に保管できること。

オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入又は運搬車への積込み、及び清掃又は点検等に必要作業場所を 3 平方メートル以上確保すること。ただし、港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例第 8 条第 4 号に規定する廃棄物保管施設(延べ面積千平方メートル未満のものに限る。)については、この限りでない。

カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

キ 当該敷地内から廃棄物を搬出する場合は、幅員が 6 メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

#### (2) 構造

ア 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。

イ 耐久性があり、換気及び採光ができる構造とすること。

ウ 運搬車が、横付け又は内部へ侵入する場合、出入口の幅及び高さは次のとおりとすること。

(ア) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅 1.2 メートル以上、高さ 2.0 メートル以上と

すること。

(イ) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅 2.0 メートル以上、高さ 2.0 メートル以上とすること。

(ウ) 運搬車が内部に進入する場合は、幅 3.5 メートル以上、高さ 3.0 メートル以上とし、排気ガス対策を講じること。

(エ) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

### (3) 付帯設備

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

カ 棚を設置する場合は 2 段とし、高さは 80 センチメートルから 100 センチメートルまでとすること。

(設備の基準)

第 3 条 保管場所等の設備に関する基準は、次のとおりとする。

#### (1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器は、規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合すること。ただし、容量は原則として 60 リットル以下とする。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス(以下「反転コンテナ」という。)は、次のとおりとする。

(ア) 容量は 0.7 立方メートルとする。

(イ) 大きさは、本体が横幅 1,360±10 ミリメートル、奥行き 590±10 ミリメートル、高さ 890±10 ミリメートルとし、傾倒軸が長さ 1,574±10 ミリメートル、高さ 685±10 ミリメートルとする。

(ウ) 材質は、FRP 又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(エ) 折りたたみ式のふたをつけること。

(オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口を取り付けること。

(カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機は、次のとおりとする。

(ア) 特殊架装をしたすべての運搬車に適合すること。

- (イ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- (ウ) 構造は密閉式とし、原則として圧縮機能を有するとともに、臭気及び汚水の流出を防止し、騒音及び振動の低減措置を講ずること。
- (エ) 排出の際に廃棄物の飛散等がないよう、運搬車の積み込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。
- (オ) 運搬車と接触した場合に、衝撃を緩和する装置を取り付けること。

エ 家庭から排出される資源物の内、びん・缶については、区が指定する専用のコンテナを使用し、ペットボトルについては専用のネット袋を使用すること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- ア 容器は、前号アの規定を準用する。
- イ 反転コンテナは、前号イの規定を準用する。
- ウ 自動貯留排出機は、前号ウの規定を準用する。
- エ 車両搭載式コンテナは、以下のとおりとする。

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

- (イ) 運搬車に適合した使用であること。
- (ウ) 密閉式の場合は、原則として圧縮する機能を有すること。
- オ その他の設備は、次のとおりとする。

(ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(設備の選定基準)

第4条 保管場所等の設備の選定に関する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、次のとおりとする。
  - ア 住宅が100戸未満の場合は、容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。
  - イ 住宅が100戸以上の場合は、反転コンテナ又は自動貯留排出機とする。
- (2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合は、第3条第2号に定める設備とする。ただし、廃棄物の排出量が1日当たり1,000キログラム以上の場合は、容器又は反転コンテナを除く。

2 保管場所等の設備の選定に当たっては、事前に区と十分協議すること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第5条 廃棄物(粗大ごみを除く。)の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出する。ただし、過去のデータがある場合は、区と協議の上でそのデータを用いて算定することができる。

2 住宅部分の人員数は、原則として別表 2 の基準を用いて算定する。

3 可燃ごみ、不燃ごみ等の割合は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合は、可燃ごみ 69.0 パーセント、不燃ごみ 2.5 パーセント、びん 3.0 パーセント、缶 1.5 パーセント、古紙 11.0 パーセント、ペットボトル 1.0 パーセント、資源プラスチック 12.0 パーセントとし、予備率 40 パーセントをそれぞれ加算する。ただし、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条に基づき認定を受けた「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合は、可燃ごみの予備率を免除することができる。

(2) 事業系廃棄物の場合は、可燃ごみ 75 パーセント、不燃ごみ 25 パーセントとし、予備率 40 パーセントをそれぞれ加算する。ただし、過去のデータがある場合は、区と協議の上でそのデータを用いて算定することができる。

(3) 廃棄物(粗大ごみを除く。)の体積を重量に換算する場合は、1 立方メートルを 250 キログラムとする。

(粗大ごみ保管場所)

第 6 条 粗大ごみ保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 3 平方メートル以上とし、粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、通路と共用でないこと。

(2) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

(届出等の手続)

第 7 条 建設者は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(以下「設置届」という。)を提出する際、次の書類を添付しなければならない。

(1) 建築物の用途別床面積内訳書

(2) 建築物の設計概要(用途、規模、階数、建築面積、延床面積等)

(3) 建築物の案内図及び配置図

(4) 建築物の各階平面図

(5) 廃棄物保管場所等の配置図(位置図)及び敷地内運搬車通過道路図

(6) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図(縮尺 50 分の 1)

(7) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図

(8) 念書

(9) その他廃棄物保管場所等に関して必要と認める書類

2 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更が生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

(調査)

第 8 条 区長は、当該建築物の完成後において、設置届による保管場所等の設置状況を調査することができる。

(維持管理)

第 9 条 大規模建築物等の所有者(以下「所有者」という。)は、保管場所等及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行わなければならない。

2 所有者は、大規模建築物等の利用形態の変更等により、保管場所等が第 2 条の基準に適合しないこととなった場合は、速やかに適合させるための措置を講じなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱の規定にかかわらず、臨海副都心地域における廃棄物保管場所等については、別に定める利用者設備設置基準による。

付 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

廃棄物保管場所等設置届の作成要領

単身者向け共同住宅用

(延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満)

令和 2 年 9 月編集・発行 港区みなとリサイクル清掃事務所

東京都港区港南 3-9-59 TEL 03-3450-8025

発行番号22309-5614

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。  
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。